

# 玉野市水道課

## 令和 8 年度水質検査計画

水質検査計画とは

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

水質検査計画内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道の原水及び水道水の状況
4. 検査地点
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査の公表
9. 水質検査の精度と信頼性保証
10. 関係者との連携

玉野市水道課では水道の原水及び水道水の状況を踏まえ、水質検査計画を策定しています。さらに検査結果の公表と併せ、水道水が安全で良質であることをさらにご理解いただけるようにしています。

### 1 基本方針

#### (1) 検査地点

水質基準が適用される蛇口に加えて、田井水源地の入口（原水）とします。

#### (2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている水質基準等、検査計画に位置付けることが望ましいとされている水質管理目標設定項目及び、お客様に供給されている水道水がより安全で良質であることを確認するために玉野市が独自に行う水質項目とします。

#### (3) 検査頻度

蛇口では水道法に基づき、色・濁り・残留塩素等の検査（水道法施行規則第 15 条第 1 項の第一号）を 1 日 1 回行います。また同様に、一般細菌・有機物・味・臭気及び濁度等の検査（水道法施行規則第 15 条第 1 項の第二号）を月 1 回行います。

蛇口の水が常に安定して良好であり水質基準を十分に満足していることから、

年1回以上あるいは3年に1回以上検査頻度を緩和することが可能な検査項目についても、安全であることを確認するため検査頻度を減らさずに年4回とします。

水源地では浄水処理における水質の変化を監視するため、濁度・色度及び残留塩素等の検査を1日1回行います。その他、浄水全項目・原水全項目等については、年1回以上の検査頻度とします。

## 2 水道事業の概要

玉野市では約99%を岡山県南部水道企業団から浄水の受水により、家庭・工場などへ水道水の供給を行っています。

区 分	内 容
給水区域	玉野市内
計画給水人口	66,000人
普及率	99.7%(令和7年3月現在)
給水戸数	27,157戸(令和7年3月現在)
計画1日最大給水量	43,000m <sup>3</sup> /日
1日最大給水量	37,800m <sup>3</sup> (令和6年4月19日)
1日平均給水量	32,325m <sup>3</sup> (令和6年度)

名 称	所在地	原水の種類	処理能力	処理方法
田井水源地	田井2丁目 6577	井戸水	850m <sup>3</sup> /日	塩素及び紫外線による滅菌

### 3 水道の原水及び水道水の状況

水道の原水の状況として、原水の汚染要因及び水質管理上注目すべき項目を示しました。

	原水の汚染要因	水質管理上注目すべき項目
田井水源地	大腸菌	一般細菌

### 4 検査地点（別添 検査図）

#### （1）蛇口

南部水道企業団から受水している北回線・中央線の系統ごとに検査地点を設け、市内4箇所の蛇口より毎月検査を行います。さらに水道法に基づく1日1回行う検査は各配水系統で複数の地点を選定し、計10箇所で検査を行います。

#### （2）水源地の原水と浄水

浄水処理が適正に行われていることを確認するために、水源地の入口（原水）と大藪（浄水）の水を検査します。

### 5 水質検査項目と検査頻度

#### （1）水質基準が適用される蛇口における水質検査項目と検査頻度

##### ア 水質検査項目

法令に基づく水質検査表（1）の蛇口及び蛇口に代えて検査を行う給水栓において水質基準項目（51項目）の水質検査を行います。なお、法令に基づく1日1回行う検査の項目（色・濁り・残留塩素）についても検査を行います。

##### イ 検査頻度

- 1 法令に基づく水質検査表（1）の項目 No.1・2・9・11・38・47～52 の検査は毎月1回行います。但し43・44については概ね藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことがあきらかであると認められる期間を除き、概ね1ヶ月に1回以上検査します。
- 2 法令に基づく水質検査表（1）のうち、その濃度が基準値の1/10以下の場合には3年に1回、1/5以下の場合には年1回まで検査頻度を緩和することができますが、その項目についても検査頻度を減らさずに行います。
- 3 法令に基づく色・濁り・消毒の残留効果（残留塩素）の検査は1日1回行います。
- 4 クリプトスポリジウムについて、田井水源地は紫外線照射装置を用いて不活性化させていることから年1回とします。

#### （2）当市が独自に行う水質検査項目と検査頻度

## ア 水質検査項目

独自に行う水質検査表（２）の水質管理目標設定項目については、水道水質管理上留意される項目として１８項目を設定されています。玉野市水道課では消毒剤として二酸化塩素を使用していないため No10、12 の項目を除いて測定します。また基準項目と同じ項目（No17、18、24、25、26）についても同年度内に測定した場合は省略ができますので、測定は行いません。

## イ 検査頻度

独自に行う水質検査表（２）の検査頻度は年１回とします。

### （３）水源地の入口における水質検査項目と検査頻度

法令に基づく水質検査表（１）の水質基準項目（４０項目）について水質検査を行います。（年１回以上とされているが、年間変動を把握することを目的に当市では年４回とします。）

## 6 水質検査方法

水質検査は、水道法第２０条第３項環境省令の定めるところにより、環境大臣に登録した水質検査機関（業務委託）で行い、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」）によって行います。なお、その他項目の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。

## 7 臨時の水質検査

水源等で次のような水質変化があり蛇口の水で水質基準値を超える恐れがある場合には、直ちに取水を停止します。また、必要に応じて水源・配水池・蛇口などから採水し臨時の水質検査を行います。

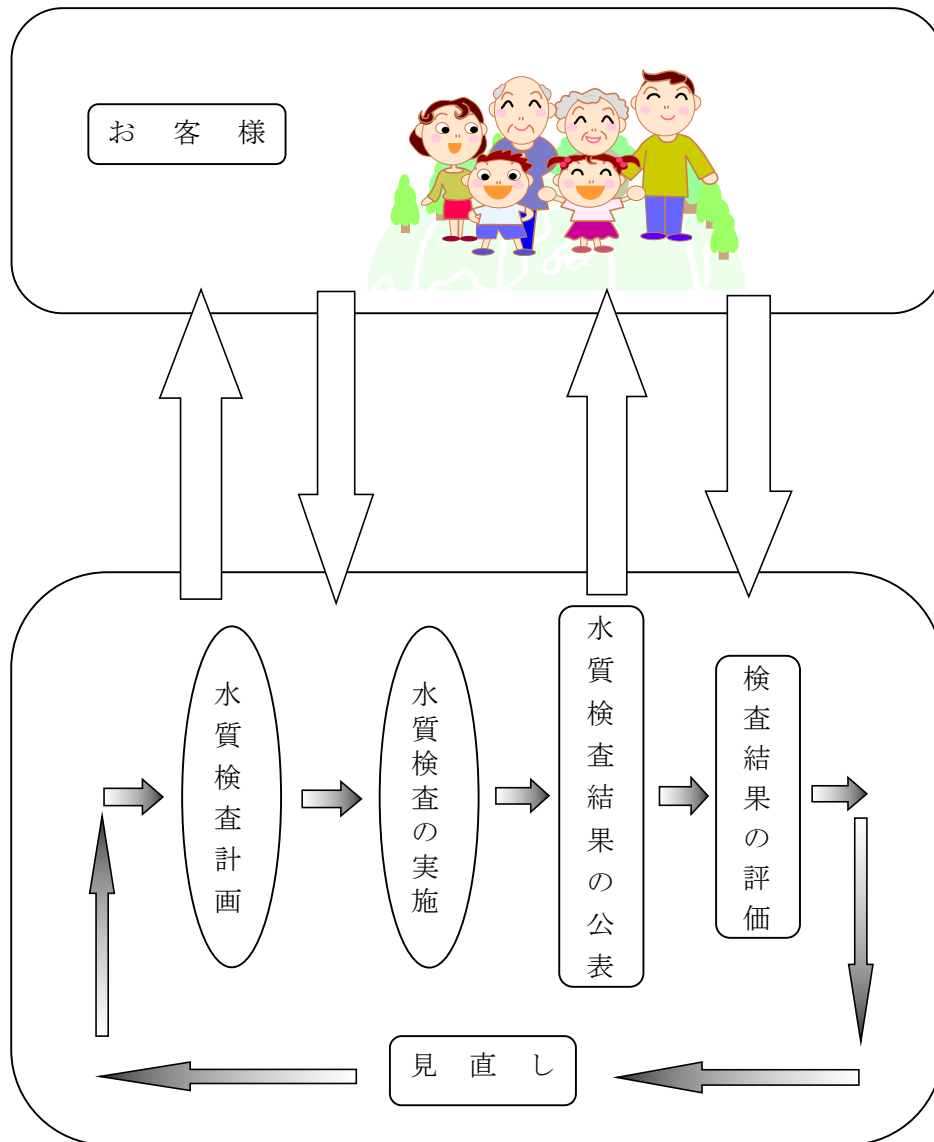
- （１）水源の水質が著しく悪化したとき。
- （２）臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき。
- （３）配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- （４）水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系伝染病が流行しているとき。
- （５）浄水過程に異常があったとき。
- （６）その他特に必要があると認められるとき。

臨時の水質検査は水質異常が発生したとき直ちに実施するとともに、水質異常が終息し蛇口の水の安全が確認されるまで行うこととします。

## 8 水質検査の公表

安全でおいしい水を提供するために玉野市水道課では、水質検査計画と検査結果を水道課ホームページ上で速やかに公表しています。また、これらの事項につきまして市民の方々からのご意見をいただいて定期的に見直しを行い、より安全で安心できる水道を目指しています。

皆様のご意見をお待ちしております。



## 9 水質検査の精度と信頼性保証

委託検査を行う機関は公正な第3者機関による外部精度管理を受け、標準測定手順を整備するとともに適切な内部精度管理を行います。

### (1) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の1/10の定量下限が得られ、基準値及び目標値の1/10付近の測定において変動係数(CV)が金属類では10%以下、また、有機物では20%以下の水質検査を行います。

### (2) 信頼性保障

測定者間のバラツキをなくすために、分析機器ごとに測定手順書を整えて精度のよい測定を行い水質検査の信頼性を確保しています。

さらに毎年、国及び県で行う精度管理の評価試験を受け、信頼性の保証に努めています。

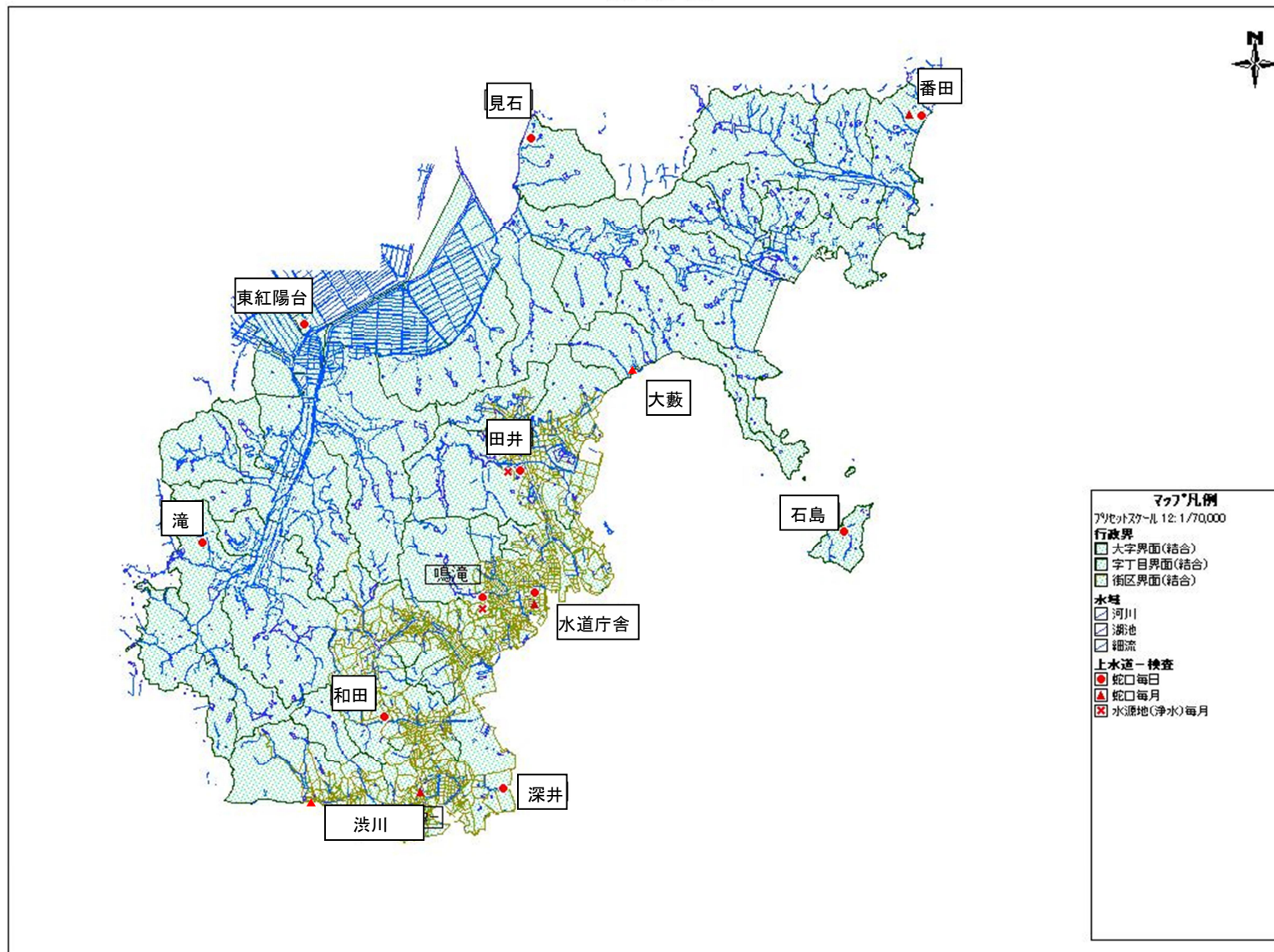
## 10 関係者との連携

(1) 水道水が原因で水質事故が発生した場合には、岡山県保健所及び当市への浄水供給事業者である岡山県南部水道企業団等関係機関と連絡を密にし、水質異常に即応できる体制を整えています。

(2) 自家水源(田井水源地)で水質汚染事故が発生した場合には市農林水産課、その他水源周辺関係者との情報交換を図りながら現地調査を行い、必要に応じ水質検査を行います。

問い合わせ先 玉野市水道課 配給水係  
〒706-0011  
玉野市宇野1-13-2  
TEL:0863-33-9666 FAX:0863-33-9667

# 検査図



S = 1:70,000  
 0 1.75 3.5 5.25 7 km

計画機関：玉野市上下水道卸水課